

第1 事業計画

1 個別事業計画一覧表(1)

目標	事業種目 (メニュー)	実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考	
林業・木材産業の 生産基盤強化	間伐材生産	間伐材生産					円/ha m <sup>3</sup>	
		関連条件整備活動						
		うち森林作業道整備						
		合計						
	路網整備・ 機能強化	林業専用道(規格相当)の整備						
		A区分						
		B区分						
		C区分						
		補強						
		点検診断						
		森林作業道の整備						
		林道等の機能強化						
		機能強化(単独型)						
		機能強化(一体型)						
		森林作業道の機能強化						
林業専用道(規格相当)の復旧								
	合計							
	附帯事務費							
	総計							
森林整備の地域 活動推進	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成促進	福井市	福井森林組合ほか	40.00ha	1,272	636	令和7年度交付金	
		永平寺町	福井森林組合	8.00ha	272	136	令和7年度交付金	
		池田町	越前福井森林組合	25.00ha	950	475	令和7年度交付金	
			交付金合計		73.00ha	2,494	1,247	
		基金合計						
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林境界の明確化	福井市	福井森林組合ほか	107.00ha	5,767	2,884	令和7年度交付金	
		永平寺町	福井森林組合	4.00ha	180	90	令和7年度交付金	
		大野市	九頭竜森林組合	76.00ha	3,420	1,710	令和7年度交付金	
		勝山市	九頭竜森林組合	47.00ha	2,115	1,058	令和7年度交付金	
		鯖江市	越前福井森林組合	4.00ha	180	90	令和7年度交付金	
		越前市	越前福井森林組合	42.00ha	1,890	945	令和7年度交付金	
		南越前町	南条郡森林組合	127.00ha	5,715	2,858	令和7年度交付金	
		敦賀市	れいなん森林組合	34.00ha	1,530	765	令和7年度交付金	
		美浜町	れいなん森林組合	21.00ha	945	473	令和7年度交付金	
		若狭町	れいなん森林組合	97.00ha	4,365	2,183	令和7年度交付金	
		小浜市	れいなん森林組合	68.00ha	3,060	1,530	令和7年度交付金	
		おおい町	れいなん森林組合	203.00ha	9,135	4,568	令和7年度交付金	
		高浜町	れいなん森林組合	42.00ha	1,890	945	令和7年度交付金	
			交付金合計		872.00ha	40,192	20,096	
		基金合計						
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林所有者の探索							
		交付金合計						
		基金合計						
(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた 条件整備	福井市	福井森林組合ほか	8.00ha	320	160	令和7年度交付金		
	大野市	九頭竜森林組合	51.00ha	2,040	1,020	令和7年度交付金		
	勝山市	九頭竜森林組合	25.00ha	1,000	500	令和7年度交付金		
	池田町	越前福井森林組合	25.50ha	1,020	510	令和7年度交付金		
	交付金合計		109.50ha	4,380	2,190			
	基金合計							
(森林整備地域活動支援対策のうち) 都道府県推進事務					40	20	令和7年度交付金	
					40	20		
	交付金合計				40	20		
	基金合計							
(森林整備地域活動支援対策のうち) 市町村推進事務								
	交付金合計				47,106	23,553		
	基金合計							
林業・木材産業の 生産基盤強化	低コスト 再造林対策	低コスト造林の支援					円/ha 植栽樹種： 植栽本数： 本/ha	
		うち一貫作業システム						
		うち低コスト造林					円/ha 具体的な施策： 植栽樹種： 植栽本数： 本/ha	
		うち下刈り					円/ha 下刈り回数： 回目	
		機械器具の整備					資機材の種類：	
	関連条件整備活動							
	うち森林作業道の整備							
		合計						
		附帯事務費						
		総計						

(注)

- 「間伐材生産」及び「路網整備・機能強化」の事業実施主体については、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体、本事業の対象となる事業実施主体を記載すること。
- 「間伐材生産」及び「路網整備・機能強化」の各欄については、林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が設定した生産基盤強化区域内又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施策が可能な森林の区域内において実施する事業について記載すること。
- 「実施市町村」は、事業実施主体が事業を予定している市町村名を記載すること。
- 「事業種目」、「事業費」及び「国費」については、事業種目ごとに合計を記載し、間伐材生産、路網整備・機能強化については、2事業の総計を「総計」欄に記載すること。
- 「間伐材生産」は、定額の単価と間伐材生産量を備考欄に記載すること。
- 「路網整備・機能強化」の「林業専用道(規格相当)」については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載すること。
- 「森林整備地域活動支援対策」については、「交付金」「基金」別に記載することとし、備考欄に事業実施年度も記載すること。
- 「低コスト再造林対策」は、定額の単価及び具体的な施策、植栽樹種、植栽本数、下刈り回数、資機材の種類を事業種目に応じて備考欄に記載すること。
- 行については、適宜削除のこと。



2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度 (西暦)	数値	単位	年度 (西暦)	
林業・木材産業の生産基盤強化										
山地防災情報の周知	山地防災情報伝達の総合的な推進	住民への周知率	治山施設と山地災害危険地区に関する情報を地域住民へ情報周知するため、情報を最新のものに整備し（県HP等）、山地防災情報の推進を図る。	5	市町	R7 (2025)	5	市町	R8 (2026)	山地災害危険地区を新規追加指定する市町数を想定
森林資源の保護	森林資源保護の推進	活動地域数	抵抗性マツの植栽や松くい虫被害木除去等に要する経費の支援を通じ、松林健全化に取り組む地域の育成と被害防止を図る。	18	地域	R7 (2025)	18	地域	R8 (2026)	松くい虫防除事業を実施する地域を想定
	森林環境保全の推進	野生鳥獣被害の監視・見回りにかかる活動日数	森林保全巡視員を設置し、巡視の実施により野生鳥獣による森林被害の実態把握を行い、森林被害の未然防止を図る。	134	日	R7 (2025)	134	日	R8 (2026)	県内の森林面積に応じたパトロール日数 (期間：6月～2月)
		林野火災予防にかかかる活動日数	森林保全巡視員を設置し、火災発生の危険性が高い春季期間（3月～5月）の巡視の実施により林野火災の未然防止を図る。	64	日	R7 (2025)	64	日	R8 (2026)	県内の森林面積に応じたパトロール日数 (期間：3月～5月)
林業の多様な担い手の育成	人材の確保・育成・定着	素材生産量	人材の確保・育成・定着を促進し、県内の素材生産量の増加を図る。	208	千m3	R5	250	千m3	R11 (2029)	県の基本計画から抜粋
	人材の確保・育成・定着	森林施業プランナー研修開催	森林施業プランナー向けの研修会を開催し、集約化に係る技術の向上及び情報交換を図る。	1	回	R7 (2025)	1	回	R8 (2026)	施業の集約化のため施業プランナーの育成が急務であり、主伐時の再造林提案等の新たな課題にも対応するため、毎年研修を実施する必要があり、年1回の研修を目標値としている。
	労働安全の確保	労働災害発件数	巡回指導を行い、林業労働災害発件数の減少を図る。	22	件	R7 (2025)	21		R8 (2026)	計画提出時点における最新の労働局公表の労働災害発件数を現状値とし、現状値から5%以上減少（死亡災害5%以上減少；厚生労働省「労働災害防止計画」：死傷災害5%以上現象：林業防除林業労働災害防止計画）させることを目標値としている。

(注)

- 1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。
- 2 メニュー及び全体指標については、別表4に定める事項を記載すること。ただし、目標「林業の多様な担い手の育成」における全体指標の一部及び「森林資源の保護」における全体指標については、別表4を踏まえ、地域の実情に応じたものを設定すること。また、全体指標ごとに定める（）書き内の増加量、増加率等については備考欄に記載のこと。

\* 行については、適宜加除のこと。

様式5

事前点検シート

計画主体名			
実施年度	令和 7 年度	総事業費	50,946 千円
		(うち交付金)	25,472 千円)

1 計画全体について

	項 目	チェック欄	備考欄
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。	○	
(3)	計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。	○	
(4)	事業計画を公表することとしているか。	○	
(5)	事後の評価結果について公表することとしているか。	○	
(6)	目標値については、都道府県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)	○	
(7)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか。)(※2)	○	
(8)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。	○	
(9)	他省補助金との重複はないか。	○	

(注)

- 1 チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナシの場合は「-」を記入すること。  
(必要に応じて名称等を記入)
- 2 (※1) : どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。(別様可)
- 3 (※2) : 都道府県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠(理由)を備考欄に記載すること。(別様可)

様式6  
 交付金チェックリスト  
 (森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容		評価
1	経営管理実施権の設定等	
	経営管理実施権の設定等をしているか。	
	① 経営管理実施権を設定している。	
	② 経営管理権を設定している。	○
	③ 意向調査を実施している。	
	④ 上記のいずれもしていない。	
2	効率性の向上	
	(1) 合意形成・協議・手続の改善	
	関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。	
	① 関係部局等との調整が既に終了している。	○
	② 現在、関係部局等と調整している、又は調整が必要な事案はない。	
	③ 関係部局等と調整していない。	
	<具体的な取組内容>	
	・主な調整内容	
	・主な調整内容 事業執行のための予算に係る調整	
	・関係部局	
	・調整終了時期(②の場合は見込み時期) R6.10月~R6.12月	
	(2) 事業の重点化・集中化	
	ア 事業実施主体の事業について評価を実施しているか。	
	① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。	○
	② 今年度(事業実施年度)から評価を実施する。	
	③ 実施していない。	
	<具体的な取組内容>	
	・主な評価内容、手法 チェックリストの項目について評価を実施	
	・今年度(事業実施年度)実施時期 R8.2月	
	イ 事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。	
	① 定期的に事業実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。	○
	② 報告時期は設定していないが、事業実施主体から報告される仕組みとなっている。	
	③ 実施していない。	
	<具体的な取組内容>	
	・主な仕組み 毎月、事業実施主体の進捗状況を把握し、その結果をとりまとめている。	
	・定期報告時期(①を選択した場合のみ) 毎月報告	

3	透明性の向上	
	事業計画、達成状況報告、評価結果及び改善措置を講じた場合の内容及びその進捗状況をどのような方法で公表しているか。	
	① 関連資料について、ウェブサイト等で公開するとともに、情報公開窓口で閲覧を実施している。	○
	② 情報公開窓口において閲覧のみ実施している。	
	③ 特に公開していない。	
	<具体的な取組内容> ・公開対象資料 事業構想、事業計画および達成状況報告書  ・公開時期 ・ウェブサイト等のURL（①を選択した場合のみ） <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/seichousangyouka.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/seichousangyouka.html</a>	

(注)

- 1 各評価項目について、①から④までのうち該当する内容のいずれか一つに○印を付すること。
- 2 ①又は②に○印を付した場合は、具体的な取組内容の欄を記入すること。
- 3 本表への記載事項については、必要に応じて調査を行うことがある。

<山地防災情報の周知>

評価内容		評価
1	効率性の向上	
	(1) 合意形成・協議・手続の改善	
	事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。	
	① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。	
	② 広報誌等により周知を図っている。	○
	③ 合意形成を図っていない。	
	<具体的な取組内容>	
	・主な内容	
	・意見聴取の仕組み（①を選択した場合のみ）	
	・広報誌名、ウェブサイトのURL https://sabogis.pref.fukui.lg.jp/MRFukuiS_I/login.asp	
	・掲載時期	
	(2) 事業の重点化・集中化	
	事業の重点化を図っているか。	
	① 例年よりも実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の絞り込みを行っている、又は毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。	
	② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。	
	③ 例年よりも実施数が拡大している、又は事業の重点化は図っていない。	○
	<具体的な取組内容>	
	・主な絞り込み手法、観点（①を選択した場合のみ）、又は主な内容	
	・国土強靱化地域計画に位置づけられている取組であるか	
	・実施地区数（箇所数・事業実施主体数）の変化 事業実施前年度： 地区（箇所・事業実施主体） 事業実施年度： 地区（箇所・事業実施主体）	
2	地域特性の重視	
	事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。	
	① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。	
	② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている	
	③ 対応していない。	○
	<具体的な取組内容>	
	・主な手法	
	・公聴会実施時期（①を選択した場合のみ）	
	・公聴会開催場所（ // ）	
	・公募内容（ // ）	
	・公募時期（ // ）	
	・対象者（②を選択した場合のみ）	

(注)

- 各評価項目について、①から③までのうち該当する内容のいずれか一つに○印を付すること。
- ①又は②に○印を付した場合は、具体的な取組内容の欄を記入すること。
- 本表への記載事項については、必要に応じて調査を行うことがある。



<林業の多様な担い手の育成>

評価内容		評価
1	「緑の雇用」事業の定着率	
	「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。	
	① 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%以上である。	○
	② 都道府県における過去5年間の林業作業士研修（1年目）の研修生の定着率が70%未満である。	
2	月給制の導入	
	現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	
	① 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%以上である。	○
	② 都道府県の森林組合のうち現場作業に従事する従業員に月給制を導入している割合が30%未満である。	
3	労働安全の取組	
	安全診断を受けて安全活動に取り組んでいるか。	
	① 都道府県の認定事業主（※）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%以上である。	
	② 都道府県の認定事業主（※）のうち、前年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断を受けた割合が50%未満である。	○
4	労働災害発生状況	
	労働災害が発生していないか。	
	① 都道府県の直近年の死亡災害数が「0」であり、かつ直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均未満である。	
	② 都道府県の直近年の死亡災害数が1件以上発生している、又は直近年の休業4日以上死傷災害数が過去3カ年の平均以上である。	○
5	労働災害削減に関する計画	
	労働災害削減に関する計画があるかどうか。	
	① 削減に関する数値目標と具体的な取組を記載した計画がある。	
	② 具体的な取組を記載した計画がある。	○
	③ 計画がない。	
6	「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」への取組	
	「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」へ取り組むか。	
	① 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」又は「新たに造林事業を開始する者等の育成」のメニューを要望している。	○
	② 「人材の確保・育成・定着（うち森林施業プランナー育成対策）」及び「新たに造林事業を開始する者等の育成」のメニューを要望していない。	

(注)

1 各評価項目について、①から③までのうち該当する内容のいずれか一つに○印を付すること。

2 本表への記載事項については、必要に応じて調査を行うことがある。

※ 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主をいう。